

人権理事会 ハイレベル・セグメント終了

2017/03/01

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会のハイレベル・セグメントでは、19 カ国と 4 機関の代表が発言した。米国の国務副次官補は、人権は普遍的であり、すべての政府には人権の尊重と説明責任を推進する義務があると述べるとともに、人権理事会のイスラエルに対する注目は常に公正と均衡を欠いているとし、人権理事会は人権の保護・促進という任務をより十分に達成することに目を向けるべきだと述べた。EU の人権特別代表は、主権が人権侵害の不処罰と混同されてはならず、EU は死刑に断固反対の立場であり、より多くの国に対して死刑を廃止するよう求め、人権理事会の活動を弱体化または方向転換しようとするあらゆる試みに反対すると主張した。イスラム協力機構の書記長は、反イスラムが徐々に制度化されていることに懸念を示し、また、機構加盟国は多くの難民・移住者の受入れを続けていると述べた。これをもってハイレベル・セグメントは終了した。

人権理事会 対外債務、相当な住居に関する専門家が発言

2017/03/01

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の昼の会合では、対外債務と人権に関する独立専門家が労働と緊縮財政に関連して行われる労働市場改革について報告した。独立専門家は、こうした改革はジェンダー平等の逆行につながり、経済的不平等と不安定な非正規雇用者の増加を招くと指摘した。また、労働市場改革ではその実施よりも社会・人権への影響の評価が優先されることと、雇用者と労働組合は職場の現実についての特別な知識を活かして、職場での人権の実現において主要な役割を果たすことが必要不可欠であると述べた。続いて、相当な住居に関する特別報告者が、住宅融資が住居の権利に与える影響について報告した。特別報告者は、住居は人の住まいとしてよりも財産として価値をもつようになり、暮らしの場よりも蓄財手段となっていること、それとともに不平等と社会的排除が深刻化し、住居からコミュニティとのつながり、人の尊厳と安全が失われていることを指摘した。

人権理事会 死刑に関するハイレベル・パネル

2017/03/01

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午後の会合では、死刑に関するハイレベル・パネルディスカッションが行われた。このパネルディスカッションは隔年で催されているが、今年は死刑に関わる人権侵害、特に拷問、残虐な取扱い・刑罰の禁止との関連に焦点が当てられた。ゼイド人権高等弁務官は、死刑は、生命に対する権利だけでなく拷問・虐待を受けない権利など、すべての人の尊厳と権利に関わる深刻な問題を引き起こすと述べた。討議では、死刑と拷問・虐待とのつながりは十分に実証されていること、より公正な司法制度を構築するために、テロの脅威を理由とした単独行動主義は許されないこと、死刑を普遍的に執行猶予とするためには国際・国内レベルでの協力が不可欠であることが主張された。他方、死刑確定者の生命に対する権利との関連で死刑を人権問題とみなす過度に単純化したアプローチには、大きな欠陥があり問題であるとの主張も複数あった。

人権理事会 住居の権利に関する専門家の発言

2017/03/01

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会で住居の権利に関する特別報告者が発言した。主な内容は以下のとおり。住居は社会的機能を失い、富や財産の増加のための手段とみなされ、金融商品となり、コミュニティとのつながり、尊厳、家の概念を失っている。金融市場は基本的に住居を人権として考慮せずに取り引きをしており、政府がこれに加担し、政府の金融市場への支援のせいで、住居はほとんどの人にとって手が届かないものになっている。人権よりも投資家の利益が重んじられると、殺伐たる結果がもたらされる。世界中で多くの人々が差押えのために立ち退かされ、開発のために移動させられ、住宅が高額な都市には住めなくなっている。持続可能な開発目標では、政府には2030年までにすべての人々に相当な住居を確保することが求められている。政府は人権に基づいた住居戦略を実施し、住宅市場と金融機関に人権基準・原則を組み入れなければならない。

世界野生生物の日に向けて専門家が発言

2017/03/01

国連人権高等弁務官事務所

3月3日の世界野生生物の日に向けて、人権と環境に関する特別報告者が発言した。主な内容は以下のとおり。各国政府は生物の生息地の破壊、密漁、気候変動など、生物多様性の喪失の推進力となるものを止められていない。生物多様性の喪失が広範な人権享受を損なうことはあまり理解されていない。人は健全な生態系の恩恵を受けなければ、人権を十分に享受することはできず、生物多様性の保護は健全・柔軟な生態系の確保に必要である。生物多様性の喪失の悪影響を最も受けるのは、物質的・文化的生活を自然に依拠している人々である。生物の多種多様性と人権は相互関連・依存しており、政府の人権実現の義務は、生物多様性を保護する義務を含んでいる。政府は、生物多様性に悪影響を与える措置について情報公開し、生物多様性に関連する決定に市民を参加させ、生物多様性の喪失・悪化の場合には効果的な救済を提供しなければならない。

人権理事会 気候変動と子どもの権利に関するパネル

2017/03/02

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午前の会合では、気候変動と子どもの権利に関するパネルディスカッションが行われた。人権高等弁務官事務所の代表は、気候変動は子どもと将来世代の存在を脅かす危機であり、人権法特に子どもの権利条約は国際社会に対してこの脅威に対処するよう求めていると述べた。ユニセフの代表は、現在の気候変動は世界の子どもと将来世代に対する最も基本的な脅威の一つであり、子どもの権利条約上の権利に影響をもたらしていると述べた。討議では、気候変動は子どもの健康・食糧・飲み水・教育の権利を危険にさらしていること、子ども・女性・若者は気候変動の影響を受けやすいため、気候変動に関する政策の討議にはジェンダーの側面を含める必要があること、子どもの将来の備えと環境への意識向上において教育が不可欠であること、子どもや若者は変化の主体であり、低公害で気候に関して回復力のある持続可能な開発の中心となることなどが主張された。

人権理事会 対外債務、相当な住居を討議

2017/03/02

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の昼の会合では、対外債務に関する討議が行われた。発言者は特別報告者に対して、ビジネスと人権に関する国連指針原則は金融関係者などの住居関連活動における人権ガイドラインの整備に役立つかを尋ねた。また、開発途上国は国外の事件や紛争の影響を受けやすいこと、対外債務に関するプログラムは各国の課題に適応するものでなければならないことなどに言及した。続いて、相当な住居に関する討議が行われ、発言者は特別報告者に対して、開発途上国のスラムの再編について尋ねた。また、住居が商品として扱われるために、弱者はますますアクセスできなくなっていること、相当な住居は社会の安定に直接関わること、住居への投資では社会的機能を考慮しなければならないことなどを主張した。会合の冒頭ではメキシコの外務次官が発言し、移住者の極めて弱い立場を懸念しており、国境の壁は人々の間の壁であり、決して受け入れられないと述べた。

人権理事会 人権擁護活動家、拷問を討議

2017/03/02

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午後の会合では、人権擁護活動家に関する特別報告者が発言し、多くの国で人権擁護活動家の自由な活動は極めて危険で難しいこと、国際社会は個人・社会全体に対するこうした脅威にもっと積極的・創造的に対処する必要があること、人権擁護活動家に対する暴力の不処罰の蔓延を優先課題とすべきことを主張した。拷問に関する特別報告者も発言し、あらゆる拷問の絶対的・普遍的禁止を再確認し、変化する国際環境を踏まえて、「拷問」と「虐待」の意味を明らかにすることが最優先事項であると述べた。討議では、人権擁護活動家に対する暴力・差別の根本原因の分析と不処罰の撲滅に関する提案が支持された。拷問に関して、抑留所訪問、職員研修、拷問の調査、社会の意識向上など、拷問根絶に関する政府の義務とともに国内人権機関の役割が強調され、難民・移住者の大規模移動における拷問・虐待などに重点を置くべきとする特別報告者の提案が歓迎された。

自由権規約委員会開催の予定

2017/03/02

国連人権高等弁務官事務所

自由権規約委員会第 119 会期が 3 月 6～29 日に開催される。この会期では、自由権規約の実施状況に関するバングラデシュ、セルビア、トルクメニスタン、イタリア、タイ、ボスニア・ヘルツェゴビナの報告書が審査される。また、自由権規約 6 条(生命に対する権利)に関する一般的意見草案の討議、定期報告書に対する委員会の最終見解のフォローアップに関する特別報告者の中間報告書の検討、個人通報に対する委員会の見解のフォローアップの討議なども予定されている。公開の会合の様子はインターネットで配信される(<http://webtv.un.org/meetings-events/>)。自由権規約(1966 年採択、1976 年発効、現締約国 169 カ国)は、人民の自決の権利、生命に対する権利、身体的自由・安全、拷問・虐待・残虐な刑罰・恣意的抑留の禁止、移動の自由、思想・良心・宗教の自由、表現の自由、戦争・憎悪の唱導の禁止などを規定する。

強制失踪委員会開催の予定

2017/03/02

国連人権高等弁務官事務所

強制失踪委員会第12会期が3月6～17日に開催される。この会期では、強制失踪条約の実施に関するキューバ、セネガル、エクアドルの状況が審査される。また、締約国、国連機関と国際機関、国内人権機関、NGOと市民社会との個別の会合が公開で行われる予定である。非公開では、個人通報、緊急行動の要請、活動方法関連事項などが検討され、第72回国連総会に提出される年次報告書が採択される予定である。強制失踪条約は2010年に発効し、現締約国は日本を含む56カ国である。条約は、いずれの者も強制失踪の対象とされないこと、いかなる例外的な事態も強制失踪を正当化する根拠として援用できないことなどを規定し、強制失踪の定義を含んでいる。条約の主な目的は、人々を強制失踪から守るという責任を政府に負わせ、強制失踪の発生を防止し、失踪者とその家族に真実を追求し賠償を受ける権利を保障することである。

人権理事会 障害者の権利に関するパネル

2017/03/03

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午前の会合では、障害者権利条約 5 条の障害者の権利に関するパネルディスカッションが行われた。人権高等弁務官事務所の代表は、平等を基礎として権利を認識することを害する差別と排除の防止を求め、「2030 アジェンダ」によって障害者の完全な包容と権利の認識が推進されるべきであると述べた。障害者に関する特別報告者は、国際社会は障害に基づく差別を人種主義・性差別・外国人排斥と同様に理解すべきであると発言した。障害者権利委員会委員は、多くの国の法律に合理的配慮に関する定義がなく、合理的配慮の否定が障害に基づく差別となることが明確にされていないと指摘した。討議では、「2030 アジェンダ」が障害者の不平等の削減と包含・参加の確保のための協力を求めていることが強調された。また、障害者の雇用・健康・教育における重大な障壁に関して、政府の具体的戦略などが必要とされた。

人権理事会 テロ対策、文化的権利を討議

2017/03/03

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の昼の会合では、テロ対策における人権の促進・保護に関する特別報告者が発言し、反テロ行動における大規模な人権侵害に関与した当局者の説明責任を確保すべきであり、国際社会は拷問を見逃してはならないと述べた。文化的権利に関する特別報告者も発言し、原理主義や過激主義が世界中で文化的権利などの人権の大きな脅威となっており、文化的権利を守るために原理主義や過激主義と闘う必要があること、原理主義や過激主義が芸術的表現を抑制し、女性の人権享受を制限していることなどに言及した。続いて行われたテロ対策に関する討議では、絶えず内容が変化するテロへの対策では人権を中心に置かなければならないという点で意見の一致をみた。文化的権利に関する討議では、過激主義が動機となるあらゆる暴力行為が非難され、被害者救済のための制度を設ける必要性が主張された。

人権理事会 障害者、白皮症の人々を討議

2017/03/03

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午後の会合では、障害者に関する特別報告者が発言し、政府は障害者に必要な補装具を提供する義務があり、障害者自身が支援の提供者と方法を決定できなければならないと述べた。白皮症の人々(アルビノ)に関する独立専門家も発言し、アルビノに対する攻撃が減少している国もあるが、増加している国もあると報告し、アルビノを攻撃する根本原因の一つが呪術であるが、呪術の問題は複雑であり、儀式のために行われる攻撃に対して適切な取組みがなされていないと述べた。討議では、社会の本質は弱者の扱いによって評価できること、障害者支援は家族や身近な人々とともに地域レベルで始められるべきであること、障害者自身が決定する支援制度を策定する際の最低基準は何かなどに言及があった。また、アルビノに対する様々な攻撃・暴力が非難され、暴力の根本原因である有害な伝統的慣行を撲滅することに支持が表明された。

人権理事会 文化的権利に関する特別報告者の発言

2017/03/03

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会で文化的権利に関する特別報告者が発言した。主な内容は以下のとおり。世界中で原理主義と過激主義が高まり、雪崩のごとく憎悪が生じている。これに対して、人権アプローチを用いて直ちに取り組まなければならない。原理主義と過激主義の脅威は広範であり、例えば、過激主義者は女性の人権とすべての性・生殖の権利の制限を目指し、芸術家や知識人も標的となる。芸術・教育・科学・文化は、原理主義と過激主義を撲滅し、人権侵害を防止・中止する最善の方法となり、また、包容を促進し、平和的な主張の場を作り、若者を尖鋭化から守るために必要不可欠である。原理主義や過激主義に敵対する人々、すなわち市民社会、人権擁護活動家、教育者、文化的活動への参加を望む人々は必要な保護を受け、関連する戦略的討議に参加すべきである。また、原理主義・過激主義への闘いは国際基準に従って行われ、人権侵害の正当化のために誤用されてはならない。

人権理事会 障害者に関する特別報告者の発言

2017/03/03

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会で障害者の権利に関する特別報告者が発言した。主な内容は以下のとおり。政府は障害者に対する差別をなくすために、介護の提供方法を再検討すべきである。適切な支援サービスがなければ、障害者は取り残され、コミュニティから排除され、暴力・虐待の危険にさらされ続ける。障害者は自身の生活のコントロールを取り戻し、支援の提供者・方法・場所を自ら決定できなければならない。政府はすべての障害者の独立・自律・直接参加が可能な支援サービスを促進し、これに資金を充当しなければならない。政府はまた、支援サービスの提供に影響をもたらす緊縮措置をとるべきではなく、隔離施設による支援サービスなどに資金を投ずるべきではない。障害者の支援へのアクセスの確保は人権義務にとどまらず、「2030 アジェンダ」の実施において誰一人取り残されないための前提条件でもある。

人権理事会 白皮症の人々に関する独立専門家の発言

2017/03/03

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会で白皮症の人々(アルビノ)に関する独立専門家が発言した。主な内容は以下のとおり。ごく数日前までの過去6年間に27カ国で600件以上のアルビノに対する攻撃・暴力などがあったと報告されている。アルビノの体の一部は呪術儀式や伝統的治療で用いられ、そのための地域・国内・国際レベルの秘密の取引市場が存在する。伝統的治療師の行為に対する効果的な監視はなく、呪術儀式が秘密とされ、明確な国家の対策が欠如しているために、アルビノに対する攻撃・暴力の問題はさらに複雑になっている。この問題については、攻撃や闇取引に直ちに対処すると同時に、アルビノに関わる迷信や誤解などの根本原因にも取り組む必要がある。根深い迷信に対しては、公教育における取り組みが必要である。たとえ身体的攻撃など目に見える重大事態が減少しているとしても、教育は続けられるべきである。

表現の自由に関する共同宣言

2017/03/03

国連人権高等弁務官事務所

国連、欧州安全保障協力機構(OSCE)、米州機構(OAS)、アフリカ人権委員会(ACHPR)の意見・表現の自由に関する特別報告者 4 名が、表現の自由に関する共同宣言を発表した。今年の宣言は、いわゆる捏造されたニュース、デマ、プロパガンダに重点を置き、適用される人権基準を明らかにし、多様で複数のメディアの存在を奨励し、ジャーナリストや報道機関とともにデジタル媒体が果たす役割を強調している。国連の特別報告者は、捏造ニュースは世界的な関心事項となっているが、これへの対抗措置が検閲、批判的意見の抑圧、その他の人権法違反を引き起こす可能性があるとは指摘し、この共同宣言は、こうした問題への対処の際に適用すべき一般原則を明らかにしていると述べた。

女性差別撤廃委員会第 66 会期閉幕

2017/03/03

国連人権高等弁務官事務所

女性差別撤廃委員会第 66 会期が閉幕した。今日の会合では、ウクライナ、アイルランド、ヨルダン、エルサルバドル、ドイツ、スリランカ、ルワンダ、ミクロネシアに関する最終見解と勧告が採択された。閉幕にあたり委員長は、締約国の付属文書の語数制限に関する決定や、委員会の報告ガイドラインの改定に関する決議など、条約機関強化に関する国連総会決議 68/268 の実施が前進したことに満足の意を表した。また、作業部会によって、持続可能な開発目標に関する来年のハイレベル政治フォーラムに向けた準備が行われ、女性に対する暴力に関する一般勧告 19 号の更新が進められていることを感謝し、個人通報に関して 3 件の最終決定が採択されたことを評価した。第 67 会期は 7 月 3～21 日に開催され、バルバドス、コスタリカ、イタリア、モンテネグロ、ニジェール、ナイジェリア、ルーマニア、タイの報告書の審査が行われる予定である。

人権理事会 子どもの権利と「2030 アジェンダ」に関するパネル

2017/03/06

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午前の会合では、「2030 アジェンダ」の実施における子どもの権利の保護に関するパネルディスカッションが行われた。人権副高等弁務官は、「2030 アジェンダ」は誰一人取り残さないとする国際的な約束であり、まず最も取り残された状態にある子どもに手を差し伸べなければならないと強調した。子どもの権利委員会委員長は、持続可能な開発目標と子どもの権利条約は幾つかの点でリンクするが、気候変動に対する回復力強化など、目立たない点でもしっかりとリンクすることが重要であると述べた。ユニセフの代表は、持続可能な開発目標は、暴力・搾取からの子どもの保護や気候変動への取組みなど、ミレニアム開発目標にはなかった分野にも注意を向けていると指摘した。子どもの売買などに関する特別報告者は、国連の人権監視・報告制度は子どもの権利に関する目標の実施を評価するために利用できると述べた。

人権理事会 テロ対策における人権などの討議終了

2017/03/06

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会は昼の会合で、テロ対策における人権の促進・保護、文化的権利、障害者の権利、白皮症の人々（アルビノ）の権利に関する討議を終了した。今日の討議では、テロ対策における人権の促進・保護に関して、テロの根本原因への対処を含め、テロ撲滅のための包括的アプローチが必要であることが主張され、国際人権法、法の支配、国際的なベストプラクティスに基づいた協力と共同行動が求められた。文化的権利に関して、女性差別を正当化するために文化的権利が利用されることに懸念が示され、すべての国に対して、テロ対策の一環として、文化財の違法な売買の撲滅に取り組むことが求められた。障害者の権利に関して、政府は障害者への広範なサービスを確保する義務、特に障害のある子どもが潜在能力を十分に発揮できるようにする義務を負うことに言及があった。アルビノの権利に関して、伝統的治療行為の規制と基準が必要であることに意見の一致をみた。

人権理事会 「2030 アジェンダ」による子どもの権利強化に関するパネル

2017/03/06

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午後の会合では、「2030 アジェンダ」の実施・フォローアップ・見直しを通じた子どもの権利強化の課題と機会に関するパネルディスカッションが行われた。子どもに対する暴力に関する国連事務総長特別代表は、「2030 アジェンダ」を達成するには、子どもに対する暴力に明確な焦点を置いた国の包括的持続可能な開発アジェンダを整備する、強力なリーダーシップが必要であると述べた。討議では、人権に基づくアプローチの重要性が強調され、人権理事会とその機関に対して子どもの権利に関する報告書の中で持続可能な開発目標に体系的に言及することが要請された。また、開発途上国では十分な措置がとられていないことが子どもの権利実現の主な障壁であると指摘された。このほか、現代的奴隷制などの特に懸念される分野が強調され、どのようにすれば国際社会はこのような問題に対処するために協力できるかが問われた。

自由権規約委員会第 119 会期開幕

2017/03/06

国連人権高等弁務官事務所

自由権規約委員会第 119 会期が開幕した。開会のあいさつを行った人権高等弁務官事務所の代表は、委員会の活動は、非差別、平等、発言の自由、拷問禁止、生命に対する権利、ノン・ルフールマンなどの基本的人権原則の強化に貢献しており、委員会は政府が人権義務の履行のために何をなすべきか、人権をどのように解釈すべきかを明らかにする任務を負っていると述べた。今日の会合では、新役員として、委員長に日本の岩沢雄司さんが選出されたほか、副委員長にイスラエル、エジプト、モンテネグロの 3 名の委員、報告者にスリナムの委員が選出された。岩沢雄司さんは、委員会の活動をより実効的・効率的にすることを目指す所存であると述べた。また、委員会は最も重要な条約機関の一つとみなされており、こうした役割を維持し、世界の人権状況を改善するために努める所存であると、委員に強力な支援と協力を求めた。

強制失踪委員会第 12 会期開幕

2017/03/06

国連人権高等弁務官事務所

強制失踪委員会第 12 会期が開幕した。開会のあいさつを行った人権高等弁務官事務所の代表は、昨年末の第 1 回締約国会議の成果は非常に有益であり、51 カ国が出席し、発言した 22 名からは、委員会の活動に対する称賛とともに、建設的な批判もあったと述べた。また、人権高等弁務官は 5 年間に締約国が倍増することを目標にしており、前会期以降に 4 カ国が条約を批准し、条約締約国が 56 カ国になったと報告した。さらに、増加する緊急行動の要請に対応する職員が不足していると事務総長も認識していることにも言及した。委員長は、委員会が質の高い活動を行っていることが昨年末の締約国会議と今年 2 月の国連総会で認められたと述べた。前委員長を務めた委員は、委員会の活動の効率性を確保するために予算の増額が必要であると述べるとともに、条約の促進に貢献する委員会委員の役割の重要性を強調した。

国際女性の日に向けて人権高等弁務官が声明

2017/03/06

国連人権高等弁務官事務所

3月8日の国際女性の日に向けて、ゼイド人権高等弁務官が声明を発表した。主な内容は以下のとおり。非常に多くの国で女性の権利に対するバックラッシュが起きており、このバックラッシュはわれわれすべてを害するものである。例えば、女性の体や生活に関する決定を支配・制限したり、女性の役割は本質的に出産と家庭に限定されとする考え方などに基つき、多くの国の基本的法律に後退がみられる。しばしば伝統の名の下で抵抗が起きるが、これは同じ社会に属する様々な階層が変化を促進しようとしていることへの反発である。今こそ過去に勝ち得たものを守り、前進を続けるために団結する時である。また、女性の人権擁護活動家がしばしば殺害などの標的になっている。彼女らに寄り添い、彼女らのために立ち向かう必要がある。それは、われわれすべての権利のために立ち上がることにつながる。

国際女性の日に向けて専門家が共同声明

2017/03/06

国連人権高等弁務官事務所

3月8日の国際女性の日に向けて、女性差別作業部会委員、女性に対する暴力に関する特別報告者、女性差別撤廃委員会が共同声明を発表した。主な内容は以下のとおり。女性に対する直接・間接差別が続いているために、女性は多くの分野で遅れをとっている。不平等の根底にある社会・経済・文化・政治的原因に対して、十分に根本的な取り組みが行われていない。ジェンダーに基づく暴力には、差別の根底を解体しなければ、効果的な対処は不可能である。また、女性が努力して勝ち得た成果が覆される危機にある。保守主義の政治イデオロギーと宗教的伝統主義が合わさり、かつてない後退が様々な地域で起きている。女性の人権は、文化・宗教・政治的意見の下位に置くことのできない基本的権利である。女性差別に対する闘いは、すべての女性が公的活動・政治・経済・社会・家庭・文化・宗教で完全な平等を獲得するまで続けられなければならない。

人権理事会 真実追求、宗教の自由を討議

2017/03/07

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午前の会合では、真実追求・正義・補償・再発防止に関する特別報告者が発言し、移行期の正義における被害者の役割に関する報告書を説明した。宗教・信念の自由に関する特別報告者も発言し、世界的な人権への抵抗が宗教・信念の自由に深刻な影響をもたらし、政府・非政府主体による大規模な残虐な暴力の報告が続いていると述べた。討議では、移行期の司法では被害者の権利と参加が中心に置かれる必要があること、被害者の安全と再統合の強化のための措置をとることが支持され、社会復帰・再統合・帰還の措置などに関して、移行期の正義では女性の役割が不可欠であることが主張された。また、中東諸国での宗教的マイノリティの状況、高まるポピュリズムや外国人排斥などに懸念が示された。さらに、宗教・信念の自由の促進における国内人権機関のベストプラクティスの例について質問があった。

人権理事会 子どもに対する暴力などを討議

2017/03/07

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の昼の会合では、子どもに対する暴力に関する国連事務総長特別代表が発言し、報告書では、多くの子どもが暴力のために家から避難し、適切な子どもの保護当局に連絡できない現状に注目し、また、子どもの最大の悩みである周縁化・社会的排除・ジェンダー自認などによるいじめの問題も取り上げていると説明した。子どもと武力紛争に関する国連事務総長特別代表も発言し、武力紛争で多くの子どもの殺害や四肢切断が生じ、子どもの徴兵や利用が続いていると述べ、各国に対して武装集団と関わりがあるとされる子どもも被害者として扱うよう求めた。討議で発言者は、自由を剥奪された子どもに関する世界的研究を行うことを支持した。また、武力紛争に関与した子どもは兵士ではなく被害者であるとする活動が広がり、武力紛争における子どもの保護に関する国際的枠組が前進しており、今後はこれを現実化することに重点が置かれるべきであると述べた。

人権理事会 プライバシー権、違法養子縁組に関する発言

2017/03/07

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午後の会合では、プライバシー権に関する特別報告者が発言し、政府の監視に対してはこれまで以上に注視すべきであり、プライバシー権がデジタル時代に向けて完全には変化していないことを懸念すると述べた。そして、国際社会が従来のみであれば、市民の自由は安全の概念を理由に犠牲になるであろうと警告を発した。また、プライバシー権は前回の報告後も改善していないが、かなりの国がサイバー空間での監視の規制とプライバシーの保護に関する法的文書を合同で作ろうとしていることは喜ばしいと述べた。子どもの売買などに関する特別報告者も発言し、国内・国際レベルの違法養子縁組と子どもの売買の問題を取り上げた。特別報告者は違法養子縁組の要因として、縁組の需要、金銭取引、仲介者の役割、1993 年ハーグ条約未批准国の存在を挙げ、送り出す国も受け入れる国も事態の重大性を認識し、責任を負わなければならないと述べた。

人権理事会 宗教・信念の自由に関する専門家の発言

2017/03/07

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会で宗教・信念の自由に関する特別報告者が発言した。主な内容は以下のとおり。宗教・信念に基づく憎悪の唱導・敵対行為・差別・暴力と過激派集団や自警団などによるヘイトクライムが増加している。国や非政府主体もまた、宗教的マイノリティに対して制限を課し、彼らに対するハラスメントや差別に関与している。大規模な残虐行為や暴力が宗教的マイノリティ社会の存在そのものを脅かしている。複数の国で宗教の名の下の暴力に対して厳重な取締りが行われているが、これによって、宗教・信念の自由がさらに損なわれている。また、表現・結社・平和的集会などの自由を制限し、テロに対する治安部隊の能力を強化する政策が、宗教・信念の自由に深刻な結果をもたらしている。こうした状況で宗教・信念の自由を実現しようとする、境界を超えた学際的努力に対して支援を続けることが重要である。

人権理事会 子どもの売買に関する特別報告者の発言

2017/03/07

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会で子どもの売買などに関する特別報告者が発言した。主な内容は以下のとおり。違法養子縁組は、アイデンティティの恣意的剥奪や搾取など、子どもの権利の深刻な侵害となっている。この要因として、違法養子縁組特に国際養子縁組のための子どもの斡旋が金銭的利益になることが挙げられる。縁組費用が透明性を欠き、送り出す国への寄付が養子縁組と結びつくかぎり、違法養子縁組は続くであろう。また、子どもの保護目的での養子縁組特に国際養子縁組でも、保護提供者側から金銭が要求されることがあり、このために、養親候補者の希望やニーズが優先され、さらには子どもの斡旋や売買その他の犯罪が生じている。送り出す国と受け入れる国の双方が問題を認識し、効果的・体系的に取り組むことが不可欠である。政府は被害者を救済する戦略・措置をとり、養子縁組の記録を調べ追跡し、強制的・違法養子縁組で離別させられた家族の再統合を支援すべきである。

人権理事会 食糧と毒物に関する専門家の発言

2017/03/07

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会で、食糧と毒物それぞれに関する2名の特別報告者が発言した。主な内容は以下のとおり。危険な農薬の製造・使用・保護に関する異なる基準が、人権に深刻な影響をもたらしている。農薬のために毎年推定20万人が中毒死し、その約99%が開発途上国の人々である。農薬の多くを規制する国際条約は存在しない。農薬の製造・売買・利用に関する調整された厳格な規制がなければ、貧しく脆弱なコミュニティが農薬の悪影響を受ける。その一方で、農産物は農薬の危険性や影響の規模を否定し、非難の矛先を農家による製品の誤用に向けている。マーケティング戦術は強引で倫理に反し、有力な化学産業は、政策立案者を動かし科学的証明に反論するために大金を支払っている。化学を生態学に置き換えるアグロエコロジーが発展している。農薬は世界の食糧のために必要だとする伝説を覆し、安全で健康的食糧と農産物に向けて転換するプロセスを作るべき時である。

アフリカの女性の権利に関する報告書

2017/03/07

国連人権高等弁務官事務所

国連人権高等弁務官事務所はアフリカ連合と UN Women と共同で、アフリカの女性の権利に関する報告書を作成した。主な内容は以下のとおり。アフリカの女性の権利の実現は大な進歩を遂げた。例えば、立法への女性の参加は多くの先進国よりも多く、性暴力・社会権・非差別が憲法などで規定されている。しかし、女性は人権を完全には享受していない。例えば、6 カ国にはドメスティック・バイオレンスに対する法的保護が存在しない。2013 年の妊娠・出産による世界の死者の 63%がアフリカ女性である。推定 1 億 3 千万の女性性器切除は主にアフリカで行われている。2050 年には児童婚の妻の約半数はアフリカ人となろう。女性は被害者としてだけでなく、平和構築過程の積極的仲介者としてみなされるべきである。アフリカ各国に対して、女性の完全・生産的雇用を促進し、家庭内労働などの重要性を認め、女性による資金や融資の利用・コントロールを確保するよう求める。

人権理事会 高等弁務官の年次報告書の説明など

2017/03/08

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午前の会合では、ゼイド人権高等弁務官が 30 の国と地域に関する年次報告書について説明を行った。これに関する討議は 9 日に行われる予定である。国際女性の日に当たり、理事会議長が発言し、すべての代表に対して、あらゆる地域の女性の人権の支援・保護を確約するよう求めた。メキシコの代表は 51 カ国を代表して、「2030 アジェンダ」は女性の権利の促進・保護のための好機であり、理事会は女性の完全・平等な参加を確保するやり方で「2030 アジェンダ」に貢献すべきであると述べた。プライバシー権に関する討議も行われ、プライバシー権をデジタル時代に効果的に保護するための国際協力が求められ、オンライン通信の監視の透明性の欠如がプライバシーの大規模な侵害を引き起こしていると指摘された。さらに子どもの違法養子縁組に関する討議も行われ、これを禁止し犯罪とする包括的法制度が必要だという点で発言者の意見は一致した。

人権理事会 人権と環境、食糧の権利を討議

2017/03/08

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の昼の会合では、人権と環境に関する特別報告者が発言し、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する人権義務を取り上げた報告書を説明した。また、食糧の権利に関する特別報告者も発言し、農業における農薬の使用と人権への影響に重点を置いた報告書を説明した。人権と環境に関する討議では、生物多様性は、生命・健康・食糧・飲み水・文化などの人権の完全享受を支える生態系にとって必要であることや、ベストプラクティスに関する企業の役割に言及があり、関連する目標達成において開発途上国を支援する必要性が強調された。食糧の権利に関する討議では、農薬の使用と人権への悪影響について、多くの発言者から懸念が示され、食糧と栄養の安全の強化のためにさらなる行動が求められた。また、自国における農薬使用の危険対策についての説明や、弱者保護のための一層の努力を求める発言もあった。

人権理事会 医薬品へのアクセスに関するパネル

2017/03/08

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午後の会合では、医薬品へのアクセスに関わるグッドプラクティスと課題に関するパネルディスカッションが行われた。人権副高等弁務官は、多くの人々が手頃な医薬品にアクセスできず、HIV/AIDS 患者の半数が抗レトロウィルス療法を受けられず、女性・少女は常に必須医薬品へのアクセスを否定されていることを指摘した。そして、健康の権利は他の権利の実現を可能とするものであり、政府は医薬品へのアクセスを捉える基盤を、市場重視から健康の権利の枠組みにシフトしなければならないこと、知的財産権の保護は健康の権利に勝るものではないことを訴えた。討議で発言者は、世界の 3 分の 1 の人々が今なお必須医薬品にアクセスできないことに懸念を示した。また、健康の権利の実現の課題には、新薬が高額なこと、市場が公衆衛生のニーズに取り組んでいないことなどが含まれると指摘した。

人権理事会 プライバシー権に関する専門家の発言

2017/03/08

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会でプライバシー権に関する特別報告者が発言した。主な内容は以下のとおり。政府の監視はこれまで以上に注視されるべきである。監視に関する現在の法律を支持することはできない。極度に干渉する措置の効果や均衡性について、納得できる証拠はほとんどない。また、政策立案者によってテロの恐怖が巧みに操作されている。政策立案者に対して、恐怖心を切り札とするのを止め、プライバシーに過度に立ち入る法律によってではなく、均衡性のある実効的な措置によって安全を強化するよう求めたい。政府は、とりわけインターネットに関する監視の場合、国内的・国際的にプライバシーが真に普遍的権利として尊重されるよう確保すべきである。市民のためのさらなる国際協力と透明性、国境のないセーフガード、国境を超えた救済策を求めたい。世界が必要としているのは、サイバー空間における適切な政府の行動についての合意である。

オンラインでのジェンダーに基づく暴力に関する共同声明

2017/03/08

国連人権高等弁務官事務所

表現の自由と女性に対する暴力それぞれに関する特別報告者2名が共同声明を発表した。主な内容は以下のとおり。相当な数の女性がオンラインでのジェンダーに基づく暴力を経験している。政府と企業は、これに対処する行動をとるべきである。しかし、検閲や内容の過度の制限は女性自身の権利を損ねてしまう可能性があり、内容の制限と暴力の防止は、国際人権法に従ったものでなければならない。人権に基づく対処には、教育、予防的措置、暴力を可能とする環境への取組みなどが含まれる。また、女性被害者には、透明で迅速な対応と効果的救済措置が必要である。さらに、暴力の規模・兆候・影響に関する調査、オンラインでのプライバシーの保護・促進の強化、暴力や対処措置の報告に関する民間分野の透明性も必要である。オンラインでの権利享受に関して、緊急の対処、創造力、協力、敏感であることが求められている。

人権理事会 人権高等弁務官の年次報告書を討議

2017/03/09

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午前の会合では、8日に説明のあった人権高等弁務官の年次報告書に関する討議が行われた。発言者は移住者の困難な状況を取り上げ、国際社会が断固とした集団的行動をとる必要性を強調した。また、ジェンダーの平等と女性の地位向上にも言及があり、市民社会に対する制限と関連してジェンダー平等が崩壊していると指摘された。さらに、不処罰をなくすために、すべての国のローマ規程への加入、国際刑事裁判所との協力が求められた。加えて、人権高等弁務官が任務を遂行し、人権理事会が討議する問題について非政治的・非選択的なアプローチをとる必要性にも言及があった。日本の代表も発言し、日本としては、表現の自由などのテーマ別問題とともに、シリア、ミャンマー、スリランカなど国別問題にも関与する所存であり、また、北朝鮮の人権侵害を懸念し、同国の人権状況に関する決議案を提出する予定であると述べた。

人権理事会 国連事務総長・高等弁務官の報告書の説明

2017/03/09

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の昼の会合では、人権副高等弁務官が、国連事務総長・人権高等弁務官・人権高等弁務官事務所が作成した14の報告書を説明した。報告書で取り上げられているテーマは、労働の権利の実現、女性のすべての人権の享受、社会権の実現、国籍上・民族上・宗教上・言語上の少数者の権利、行方不明者、テロが人権・基本的自由に与える悪影響、移住者の人権の保護などであった。また、多国籍企業に関する作業部会議長が昨年10月の第2会期について報告するビデオメッセージが流された。会合の冒頭では、人権と環境に関する討議が行われ、発言者は生物多様性の危機が特定の集団に大きな影響をもたらす可能性を認めた。また、表現・意見の自由と情報がなければ、人権擁護活動家やジャーナリストが健全な環境について主張することはできないと述べ、環境に関わる人権擁護活動家の保護を求めた。

人権理事会 母親の死亡・罹患に関するパネル

2017/03/09

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午後の会合では、母親の死亡・罹患に関するパネルディスカッションが行われた。人権副高等弁務官は、毎日 800 人の女性・少女が妊娠・出産のために死亡していると報告し、人権に基づくアプローチが継続的にとられれば、すべての女性の未来を変えることができると述べた。国連人口基金の代表は、母親の死亡・罹患は女性・少女が性・生殖の健康の権利や出産について決定する権利を奪われた悲惨な結果であり、強力な保健制度、自発的な家族計画、情報などが不可欠であると述べた。WHO の代表は、世界中で産前産後サービスへのアクセスに大きな不平等があり、保健部門がこうした不平等に取り組むことが必要であると述べた。討議では、構造的な原因として、適切な保健サービスへのアクセスの欠如、貧困、栄養不良、有害な慣行、ジェンダーの不平等・差別、性・生殖の健康に関する教育と家族計画サービスの欠如などが強調された。

強制失踪委員会 国連加盟国と会合

2017/03/09

国連人権高等弁務官事務所

強制失踪委員会は国連加盟国との会合を行った。委員長は、昨年の国連総会での強制失踪条約 10 周年記念行事において、人権高等弁務官がビデオメッセージですべての国に対してできる限り早期に条約を批准するよう求め、条約締約国を 5 年間に倍増する目標を打ち出したことに触れた。また、締約国 56 カ国中、委員会が個人通報を審査する権限を認めているのは 26 カ国に過ぎず、すべての国がこの制度を認めるよう促した。委員は、締約国を倍増するには、条約に関する情報を広め、政府当局・NGO・市民に直接訴える必要があると述べた。日本の代表も発言し、普遍的定期審査などを通して、条約への加入を継続的に促す必要があると述べた。また、強制失踪よりも優先して対応しなければならないことがあり、強制失踪は他の条約ですでに規定されているという口実がしばしば用いられるが、これに対しては、委員会は強制失踪の具体的ケースを示すべきであると述べた。

平和的集会・結社に関する専門家の発言

2017/03/09

国連人権高等弁務官事務所

平和的集会・結社に関する特別報告者が、ILO 理事会で発言した。主な内容は以下のとおり。ストライキの権利は数十年も前に国際・地域条約で確立され、少なくとも 90 カ国の憲法でも規定されている。この権利は人々が平等な立場で企業や政府と関わることを可能にするものである。政府はこの権利を守る義務と、その行使を妨害しない義務を負っている。この権利を保護することは、民主的・平等な社会を作ることにもなる。権力が一カ所に集中すると必ず民主主義の腐敗、不平等と周縁化の増大が引き起こされる。ストライキの権利はこうした権力の集中の抑止となる。ストライキの権利を損なうために国内・国際レベルで様々な試みがなされていることを遺憾に思う。労働者のストライキ権に関して ILO の政府グループが積極的な役割を果たしていることを歓迎する。すべて関係者に対して、ストライキの権利の保護・尊重を世界中のあらゆる分野で確保するよう求めたい。

EU の移住者帰還政策に対する専門家の声明

2017/03/09

国連人権高等弁務官事務所

EU の移住者帰還政策に対して、拷問防止小委員会、移住労働者権利委員会、子どもの権利委員会の各委員長、恣意的抑留作業部会議長、移住者の権利に関する特別報告者が共同声明を発表した。主な内容は以下のとおり。欧州委員会の EU 諸国に対する勧告で移住者の帰還を進めるための指針が示されたが、この帰還政策は移住者の抑留を増やし、抑留期間の延長を促すものである。抑留は弱者をさらなる危害や虐待の危険にさらす措置であり、非正規移住者の抑留は最後の手段とされるべきである。特に子どもの抑留は子どもの最善の利益にはならず、子どもの権利の侵害になる。子どもの最善の利益は、あらゆる移住の段階で最優先されなければならない。抑留が非正規移住を抑止し、庇護申請を妨げるという証拠はない。帰還に関する勧告は、移住問題の解決を危うくするものであり、抑留に代わる措置が検討・実施されるべきである。

人権理事会 移住者の人権に関するパネル

2017/03/10

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午前の会合では、大規模移動における移住者の人権に関するパネルディスカッションが行われた。人権高等弁務官事務所の代表は、移住者の健康・教育・政治に関する制度からの排除や恣意的抑留は、最終的に経由国と受け入れ国の負担を増やすことになるのであり、移住の全過程での人権保護は、法的に必要なだけでなく賢明な対応でもあると述べた。子どもに対する暴力に関する国連事務総長特別代表は、不幸なことに酷い光景を目撃した子どもたちは、政治的不安定・暴力・搾取から逃れるために家を出ることを決意していると述べた。討議では、外国人排斥・人種主義・ポピュリズム・国粋主義が昨今の移住の引き金であること、移住の犯罪化や移住者の恣意的抑留・拷問・虐待の危険性が増大していることが指摘された。移住に関わる複合的問題を解決するには、その構造的な原因である不公平・排他的な国際経済秩序に取り組まなければならないことも主張された。

人権理事会 すべての人権の促進・保護に関する一般討論

2017/03/10

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の昼の会合では、すべての人権の促進・保護に関する一般討論が行われた。発言者からは、世界中で人権の尊重が後退していること、外国人排斥・人種主義・差別が重大・深刻な課題であること、平和・寛容の促進と文化的多様性の尊重のために国際対話を進める必要があること、持続可能な未来を確保する唯一の方法は、互いを尊重しつつ、資源の責任ある利用と恩恵の平等な分配の制度の強化であることが主張された。また、拷問の絶対的禁止、拷問禁止条約の普遍的批准、強制失踪条約の批准国の倍増を改めて確約することが求められた。さらに、政府は、国際人権法・難民法・国際人道法に従って基本的自由を保護し、テロと闘う主要な責任を負うことも指摘された。加えて、多国籍企業による人権侵害に取り組む作業部会の活動が称賛されるとともに、すべての関係者に対して、弱者集団の人権の尊重を指針として、意見の不一致を解決することが求められた。

人権理事会 すべての人権の促進・保護に関する一般討論終了

2017/03/10

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会は午後の会合でもすべての人権の促進・保護に関する一般討論を行い、これをもってこの討論を終了した。発言者は、真実追求・正義・補償・再発防止確保の効果的措置がなければ、移行期や紛争後の国は和解を期待することはできないと述べた。また、すべての政府に対して、拷問に対するセーフガードを確保し、人権擁護活動家に対する報復を止めるよう求めた。さらに、権利保持者は個人であり、政府の役割は良心の自由の権利を保護することであると強調した。多くの発言者が、子どもの権利の侵害、特に中東で紛争のため 1,500 万人もの子どもが教育を奪われ、武装集団によって徴兵される危険があることに懸念を示した。さらに、文化に対する権利は文化的伝統を保護するためのものであって、他の集団を抑圧するために用いられてはならず、すべての文化的慣行が国際人権法により保護されているわけではないと述べた。

自由権規約委員会 活動方法を討議

2017/03/13

国連人権高等弁務官事務所

自由権規約委員会では、活動方法に関する討議が行われた。昨年 11 月の米州人権裁判所との会合に参加した委員が報告し、この会合では自由権規約委員会の活動や一般的意見、自由権規約委員会と同裁判所のコミュニケーションの強化のほか、様々な人権制度について、長期的展望とともに直近で取り組むべき課題などが討議されたと説明した。人権高等弁務官事務所の代表は、2011 年に国連事務総長が打ち出した、国連全体の会合をペーパーレスにしようとする運動について説明し、すでに障害者権利委員会など 4 つの条約機関がペーパーレスになっていると述べた。複数の委員がペーパーレスを支持し、自由権規約委員会も環境整備に努力しなければならないと述べた一方で、様々な理由を示してこれに反対する意見もみられた。委員はこの件について今後も討議を続けるとともに、委員会の見解や所見など、印刷すべき文書のリスト案を作成することで合意した。

人権理事会 留意の必要な人権状況を討議

2017/03/14

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午後の会合では、南スーダンの人権状況に関する委員会との討議に続いて、人権理事会が留意すべき人権状況に関する一般討論が行われた。発言者は、すべての人権は普遍的・相互依存적であり、対立なく対話を通して促進されるべきであること、人権は政治目的に利用されてはならないこと、国際社会は包容・寛容・相互尊重・各国の文化的多様性の尊重のために努力すべきであること、理事会の早期防止制度が重要であることなどを主張し、理事会が議題で取り上げるべき多くの人権状況を指摘した。複数の発言者は、理事会の国別担当が増えていることに反対を表明した。日本の代表も発言し、北朝鮮の人権状況が3年前の調査委員会の指摘後も進展していないことは遺憾であり、北朝鮮は国連人権制度と協力することが求められており、日本としては、同国の人権状況に関する決議案を提出する予定であると述べた。

人権理事会 マイノリティの問題を討議

2017/03/15

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の昼の会合では、マイノリティの問題に関する特別報告者が発言し、過激主義や極右政党の増加とともに、マイノリティに対するヘイトスピーチ、外国人排斥のレトリック、憎悪の扇動が増加しており、マイノリティの権利に関する過去数十年間の進歩が脅威にさらされている現状に懸念を表明した。そして、マイノリティは世界中で依然として最も貧しく、社会的・経済的に排除され、周縁化されていると述べた。討議で発言者は、紛争や難民・移住者の危機などがマイノリティに影響をもたらしていると指摘し、マイノリティに対するヘイトスピーチ、外国人排斥のレトリック、憎悪の扇動が増加しているという特別報告者の懸念を共有し、過激なイデオロギーや極右政党の増加に警告を発した。複数の発言者は、教育が社会における文化間の調和と寛容を促進する役目を果たしうると述べた。

人権理事会 人権機関・制度に関する一般討論

2017/03/15

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午後の会合では、人権機関・制度に関する一般討論が行われた。初めに、次の 4 つの報告書について説明があった。すなわち、①第 9 回マイノリティ・フォーラムが昨年 11 月に行われ、人道危機下のマイノリティがテーマであったこと、②第 1 回人権・民主主義・法の支配に関するフォーラムが昨年 11 月に行われ、若者の参加に関連するテーマであったこと、③昨年の社会フォーラムでは、障害者の人権をテーマとする 10 のパネルディスカッションと円卓会議が行われたこと、④性的指向・ジェンダー自認に基づく暴力・差別、開発の権利に関する 2 人の専門家が昨年新たに任命されたこと、であった。討議では、国連に協力した個人・集団に対する報復や脅迫が増えていることに懸念が示され、すべての国は報復について啓発活動などの必要な防止措置をとり、政府によるか非政府によるかを問わず調査し、説明責任と救済を確保すべきだと述べた。

人権理事会 マイノリティに関する専門家の発言

2017/03/15

国連人権高等弁務官事務所

マイノリティの問題に関する特別報告者が人権理事会で発言した。主な内容は以下のとおり。世界中でマイノリティに対するヘイトスピーチ、外国人排斥のレトリック、憎悪の扇動などが増加している今こそ、多様性のために団結する社会の条件を作り出す明確な政治意思と強化された法制度が必要である。民主主義は、すべての集団が尊厳と権利に基づいてアイデンティティを守り発展させることができる、包摂的なグッドガバナンスを必要とする。特に、マイノリティに関して曖昧な政策・法律・行動計画などと現実との乖離を埋めるために、正確なデータ・統計とマイノリティの権利を担当する機関が重要である。さらに、様々な集団の一体感を築くために、人々の啓発、コミュニケーション、信頼構築などに向けた多大な努力が必要である。これは、われわれ社会の持続可能な開発、平和、安定の前提条件でもある。

自由権規約委員会 生命の権利に関する一般的意見を討議

2017/03/16

国連人権高等弁務官事務所

自由権規約委員会は、自由権規約 6 条（生命に対する権利）に関する一般的意見を討議し、パラグラフ 44 と 45 を採択した。パラグラフ 44 では、6 条に反して死刑が宣告される可能性を生む、規約 14 条〔公正な裁判を受ける権利〕ではカバーされない深刻な手続上の問題について規定されている。その例として、死刑に相当する罪で起訴された外国人に領事機関に通報できる権利を直ちに伝えることを怠った場合が挙げられている。パラグラフ 45 では、有罪が疑う余地なく立証されていない被告人への死刑の適用は、生命の恣意的剥奪になると規定されている。そして、締約国は、DNA 鑑定などの新たな証拠に基づいて過去の有罪判決を再検討することや、偽りの自白の増加や目撃証言の信頼性の欠如を示唆する新たな調査を考慮することなど、不当な死刑判決を回避するために実現可能な予防措置をとらなければならないとされている。

障害者権利委員会開催の予定

2017/03/16

国連人権高等弁務官事務所

障害者権利委員会第 17 会期が 3 月 20 日～4 月 12 日に開催される。この会期では、モルドバ、イラン、キプロス、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ヨルダン、アルメニア、ホンジュラス、カナダの障害者権利条約の実施状況が審査される。非公開の会合では、選択議定書に基づく個人通報と調査手続の検討、自立して生活し社会に包容される権利に関する作業部会の報告の見直し、人権条約機関の機能強化に関する国連総会決議 68/268 の実施の検討も予定されている。障害者権利条約は 2006 年に採択され、2008 年に発効した。締約国は 171 カ国と EU であり、初めて地域機関が加入した条約である。条約は、すべての障害者はあらゆる人権と基本的自由を享有することを再確認し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するものである。障害者権利委員会は、18 名の独立専門家から成り、締約国による条約の実施を監視する。

人権理事会 人種的プロファイリング・憎悪の扇動を討議

2017/03/17

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午前の会合では、移住などにおける人種的プロファイリング、憎悪の扇動に関する討議が行われた。人権高等弁務官事務所の代表は、人種主義や外国人排斥が多くの人々にとって日常の現実であること、こうした状況にソーシャルメディアや新たな技術は利用できるか、扇動の源が容易にわからなかったり海外である場合の対応の仕方などを討議してもらいたいと述べた。人種差別撤廃委員会委員長は、人種主義・人種的プロファイリング・憎悪の扇動に対する取組みに際して、移住は世界的・複雑な課題であると述べた。現代的形態の人種主義に関する特別報告者は、人種的・民族的プロファイリングを禁止する法律・政治・規制の枠組について論じた。討議では、人種主義・人種差別との闘いは国連の最重要分野の一つであり、人種的プロファイリングは国際人権法で禁止されていること、治安や移住政策に人種的プロファイリングが広がっていることなどに言及があった。

人権理事会 普遍的定期審査制度を討議

2017/03/17

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午後の会合では、普遍的定期審査制度に関する一般討論が行われた。発言者は、普遍的定期審査によって、国は透明・客観的・非選択的な方法で誠実・建設的に理事会に参加できるのであり、この制度は理事会の最大の成果の一つであること、国内の調整組織と包括的な取組みを通して理事会の勧告のフォローアップ・実施を強化することに注意が払われるべきこと、国内人権機関と市民社会の積極的役割の強化が重要であることなどを主張した。また、普遍的定期審査制度のために、理事会は直ちに留意すべき人権状況を看過していると懸念する発言もあり、この制度は政府の人権無視を隠蔽するものではなく、人権侵害と闘うための剣となるものであることが強調された。この会合では、人権機関・制度に関する一般討論も行われ、特別手続の関与の重要性を強調する発言などがあった。

強制失踪委員会第 12 会期閉幕

2017/03/17

国連人権高等弁務官事務所

強制失踪委員会第 12 会期が閉幕した。今日の会合では、会期中に報告書の審査が行われたキューバ、エクアドル、セネガルに対する最終見解が採択された。また、委員会の報告者は、昨年 12 月に行われた強制失踪条約締約国との第 1 回会議について説明し、さらに、中央アフリカ、スイス、セーシェル、チェコの加入により、条約締約国が 56 カ国になったことに満足の意を表した。委員長は、今会期で委員の任期を終える、日本の薬師寺公夫さんとイラク・アルゼンチン・スペインの 3 名の委員に感謝の言葉を述べた。また、条約と委員会を強化するには 3 つの要素、すなわち①批准、②条約機関とその権限に対する一層の理解、③条約の規定と委員会の最終見解・勧告の一層の実施が必要であることにも言及した。第 13 会期は 9 月 4～15 日に開催され、ガボンとリトアニアの報告書の審査が行われる予定である。

人権理事会 ウィーン宣言・行動計画を討議

2017/03/20

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の昼の会合では、ウィーン宣言・行動計画のフォローアップ・実施に関する一般討論が行われた。多くの発言者は、すべての人々の固有の尊厳と平等・不可譲の権利は自由・正義・平和の基礎であることを再確認し、あらゆるレベルでの社会権の完全な承認・実現を求めた。また、多くの地域での開発の権利実現のための協調努力が必要だが、それには人権に関するガバナンスの改善と国連憲章に基づいた公平・民主的国際秩序が不可欠であると主張した。複数の発言者は、ウィーン宣言・行動計画の採択によって、各国は人権の保護・尊重・実現の義務を負ったのであるが、これはすべての国が、政治・経済・文化のシステムを問わず、あらゆる人権と基本的自由を尊重・保護する義務を意味すると述べた。ある発言者は、国内管轄事項への干渉において頻繁に人権が利用されていることに反対し、民主主義と人権が普遍的とする考えを押し付けることは受け入れられないと述べた。

人権理事会 人種主義・人種差別・外国人排斥・不寛容を討議

2017/03/20

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午後の会合では始めに、人権高等弁務官の報告書の説明があった。報告書は「宗教・信念に基づく不寛容、負の固定観念、偏見、差別、暴力の扇動、暴力との闘い」と題し、政府は不寛容や暴力の扇動のパターン・誘引・表出について体系的な調査を行うべきであることなどを指摘している。人種差別撤廃条約の補完基準の作成に関するアドホック委員会委員長も発言し、第 8 会期では外国人排斥、人種主義とスポーツについて討議が行われたと報告した。続いて、人種主義・人種差別・外国人排斥・不寛容に関する一般討論が行われた。多くの発言者が、あらゆる差別・人種主義・不寛容は人権と基本的自由の深刻な侵害となると非難し、蔓延している人種主義・人種差別・外国人排斥と闘うには、リーダーシップ・強い政治的意思・適切な措置が必要であると述べた。複数の発言者はヘイトスピーチに懸念を示し、イスラム憎悪の問題を取り上げた。

自由権規約委員会 委員会の見解と最終見解のフォローアップを討議

2017/03/20

国連人権高等弁務官事務所

自由権規約委員会では、個人通報に対する委員会の見解のフォローアップ担当委員が報告書を説明した。委員は、報告書は10カ国・18件の通報について記載しており、主に恣意的抑留、難民の抑留、国外退去、中絶に関する事例であると述べた。また、各国の対応の評価に関して、簡素化された新たな基準を提案した。すなわち、A：概ね満足な対応、B：行動はとられたが、措置に関する追加情報が必要、C：回答はあったが、行動や情報が無関係あるいは勧告が実施されていない、D：委員会への協力がなく、督促後もフォローアップの報告がない、E：回答によれば措置はとられたが、委員会の勧告に反している、というものである。続いて、定期報告書に対する委員会の見解のフォローアップ担当委員が、チリ、ジョージア、アイルランド、ロシアに関する報告書を説明した。委員会は最終的にこれら2つの報告書を採択した。

障害者権利委員会第 17 会期開幕

2017/03/20

国連人権高等弁務官事務所

障害者権利委員会第 17 会期が開幕した。今会期では、モルドバ、イラン、キプロス、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ヨルダン、アルメニア、ホンジュラス、カナダの報告書の審査が行われる。開会のあいさつを行った人権副高等弁務官は、6 名の委員改選によって女性委員が 1 人になったことは遺憾だとし、次回の選挙の際にこうした状況が是正される必要があると述べた。そして、委員会に対して、ジェンダーに基づいたアプローチをとり、討議では少女・女性の意見を聞くよう期待を表明した。また、障害者権利条約はこれまでに 172 カ国が批准し、普遍的批准に向けて前進していること、条約とかなりの部分でリンクする「2030 持続可能な開発目標」が重要であることにも言及した。今日の会合では、委員長、3 名の副委員長、報告者が選出され、障害者の権利に関する特別報告者、白皮症の人々の人権享受に関する独立専門家、国連機関や NGO の代表も発言した。

国際人種差別撤廃デーに向けて高等弁務官の声明

2017/03/20

国連人権高等弁務官事務所

3月21日の国際人種差別撤廃デーに向けて、ゼイド人権高等弁務官が声明を発表した。主な内容は以下のとおり。アフリカ系の人々に対するヘイトクライム、反イスラム主義、イスラム女性に対する虐待、先住民族に対する偏見、移住者に対する暴力などが続いている。しかしながら、多くの国で人種主義的ヘイトクライムに関するデータが収集されていない。各国に対して、データを収集し、傾向を監視し、原因を理解し、真の変化をもたらす行動を策定・実施するよう求める。政府はヘイトスピーチを明確に禁止する法律を制定すべきである。これは自由な発言に対する攻撃ではなく、表現の自由は特別な義務と責任を伴うと承認することである。蔓延する差別に対して、平等を求める団体、国内人権機関、法執行官、教育・保健関係者などが行動している。わが事務所も「誰かの権利のために立ち上がる」ことを世界中の人々に求めている。そして実際に多くの人々が行動している。

人権理事会 人種主義・人種差別に関する一般討論終了

2017/03/21

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会は午前の会合で、人種主義、人種差別、外国人排斥、不寛容、ダーバン宣言・行動計画のフォローアップ・実施に関する一般討論を終了した。発言者は、ダーバン宣言・行動計画の重要性を強調し、人種主義などの問題に対処する様々な方法を説明した。また、民族的・宗教的マイノリティに対する暴力・差別、LGBTI の人々の権利をめぐる当局との対立、様々な形態の奴隷制など、各国の具体的な人権状況を訴えた。そして、ダーバン宣言のビジョンを実現する上で女性の参加は不可欠であること、暴力や憎悪の扇動でない限り、暴力や差別を受けずに発言できる自由はすべての人に保障されなければならないこと、ダーバン宣言・行動計画はジェンダーに基づく暴力の撲滅において重要な役割を果たすこと、人種主義は人種を区別し優劣つけるものであり、国際社会は人種主義・外国人排斥と闘うべきであることなどを主張した。

自由権規約委員会 年次報告書の採択など

2017/03/21

国連人権高等弁務官事務所

自由権規約委員会では年次報告書の討議が行われた。年次報告書は次の 3 部から成る。第 1 部は委員会の権限と活動についてであり、追加資金の必要性、活動方法、個人通報の処理方法に焦点が置かれている。第 2 部は自由権規約 40 条に基づく委員会の活動方法と他の国連機関との協力についてである。第 3 部は規約 40 条に基づく締約国の報告書の提出についてであり、2015 年 4 月～2016 年 3 月に国連事務総長に提出された報告書、規約 40 条の義務に反して提出期限を過ぎた報告書、報告書が審査された国の次の報告書提出期限が記載されている。年次報告書は修正を加えられた後に採択された。続いて、委員会の活動方法の討議が行われた。委員から、3 月 9 日に行われた国内人権機関に関する会合について報告があり、条約機関が国内人権機関を支援する必要性、委員会の討議への国内人権機関の参加の仕方などが話し合われたと述べた。

国際人種差別撤廃デー 専門家の共同声明

2017/03/21

国連人権高等弁務官事務所

国際人種差別撤廃デーに際し、人種差別撤廃委員、アフリカ系の人々に関する作業部会、現代的形態の人種主義に関する特別報告者が共同声明を発表した。主な内容は以下のとおり。特定の民族グループ・移住者・難民が犯罪やテロを起こす傾向があるとか、経済停滞に責任があると主張する政治指導者やメディアの意見が、偏見・差別・暴力を引き起こす人種に対する侮蔑を助長している。近年、テロ対策や麻薬対策でますます人種的プロファイリングが用いられ、経済危機のために差別が悪化し、移住者やマイノリティが敵意・差別により罰則を科せられたり暴力を受けている。法執行官と司法当局者への人権・反人種主義に関する研修、治安・刑事司法制度におけるマイノリティに関するデータ収集、人種差別による犯罪に相当な刑を科す法の制定・施行、組織的な人種的偏見の撤廃、そして誤った情報と人種主義を撲滅するための草の根プログラムが必要である。

世界水の日に向けて専門家の声明

2017/03/21

国連人権高等弁務官事務所

3月22日の世界水の日に向けて、水・衛生の権利に関する特別報告者が声明を発表した。主な内容は以下のとおり。多くの開発途上国で開発協力が水・衛生のための不可欠の資金源となっている。開発協力を通して水・衛生の人権を実現させたいと宣言している政府や多国籍企業は多いが、開発プログラム・プロジェクトで人権アプローチがとられるのは例外であるように思われる。開発協力が人権アプローチを指針とすれば、水・衛生の権利の実現に貢献することができ、そうでなければ、悪影響をもたらすものとなりかねない。最も貧しい人々や不利な状況に置かれている人々に恩恵を与えるプロジェクトを優先し、彼らの権利を着実に実現する国を支援する、しっかりと人権に基礎を置いた枠組みを求めたい。効果的で持続可能な成果を出すには、強力な法律・規則・政策の枠組みが必要である。開発協力では、地方当局を強化する能力構築活動に重点が置かれるべきである。

自由権規約委員会 生命に対する権利に関する一般的意見を討議

2017/03/22

国連人権高等弁務官事務所

自由権規約委員会では、自由権規約 6 条(生命に対する権利)に関する一般的意見草案について討議が行われ、パラグラフ 37、41、42、46、48 が採択された。パラグラフ 37 は「最も重大な犯罪」を定義する。討議の結果、「故殺」などの重要な文言を明確にするなどの修正が加えられた。パラグラフ 41 は死刑の適用に関する規定である。討議の結果、「死刑は法の規定に従って適用することができる」という文言が、「死刑は当該犯罪に適用できない場合には科すことができない」という文言に置き換えられた。また、ラテン語の“nulla poena sine lege”[罪刑法定主義]はそのまま残されることになった。パラグラフ 46 では、「死刑を適用する際には、裁判所は自由裁量で死刑の不平等な適用となるような方法で個別の事情を考慮してはならない」という文言が削除された。パラグラフ 48 では、“a convict [有罪の判決を言い渡された者]”を“a sentenced person [判決を言い渡された者]”とすることになった。

人権理事会 技術支援・能力構築に関する一般討論

2017/03/23

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午前と昼の会合では、技術支援・能力構築に関する一般討論が行われた。国連人権分野技術協力基金の議長は、基金は人権高等弁務官事務所が関わる技術協力に政策的助言や指導を行っており、また、昨年は13名の人権アドバイザー、10の平和使節、4カ所の現地事務所が行う27の地域・国・領土の国内人権枠組構築のための技術協力に資金を提供したと説明した。討議では、技術支援と能力構築は人権高等弁務官事務所の主要な任務の一つであり、国連憲章の諸原則に従って関係国の意思とニーズに照らして行われなければならないこと、普遍的定期審査の勧告に対処するための資金・技術支援の請願には留意すべきであること、人権高等弁務官事務所はより多くの国の支援要請に応えられなければならないことなどが主張された。また、すべての資金提供者に対して支援の継続と増額が求められた。

人権理事会 12 の決議を採択

2017/03/23

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午後の会合では 12 の決議が採択された。採択されたのは、①人権擁護活動家に関する特別報告者の任期延長、②マイノリティの問題に関する特別報告者の任期延長、③相当な住居に関する特別報告者の任期延長、④対外債務の影響に関する独立専門家の任期延長、⑤スリランカにおける和解・責任追及・人権の促進、⑥テロが人権にもたらす悪影響、⑦文化的多様性、⑧デジタル上のプライバシー、⑨食糧の権利、⑩宗教・信念の自由、⑪違法資金の本国への不送金、⑫経済的・社会的・文化的権利の促進、に関するものであった。⑨の決議で理事会は食糧の権利に関する特別報告者に対して、世界食糧危機の影響と必要な行動について報告するよう求めている。⑩の決議で理事会は各国に対して、思想・良心・宗教・信念の自由を促進・保護するために一層努力すること、宗教・信念に基づく偏見とステレオタイプを撲滅するために教育を活用することを求めている。

人権理事会 13 の決議採択

2017/03/24

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午前の会合では、以下の 13 の決議が採択された。①ミャンマーに関して、軍隊・治安部隊による人権侵害に関する独立の国際事実調査団の派遣、人権状況に関する特別報告者の任期延長、②～⑦イラン、北朝鮮、南スーダン、意見・表現の自由、拷問・虐待、移住者の人権に関する特別報告者の任期延長、⑧一方的強制措置の採択・維持・実施の中止を求める、⑨労働の権利の完全実現のための政策・法・行政措置を求める、⑩出生登録制度の強化を求める、⑪子どもの権利を促進・保護・尊重・実現し、「2030 アジェンダ」の実施を目指した法・政策・計画・予算の中心に置くよう求める、⑫人権促進・保護の地域協定を支援する人権高等弁務官事務所への必要資金の割当てを求める、⑬環境に関わる参加の権利、情報・正義へのアクセスの権利を確保する法律の制定・施行を求める、である。北朝鮮に関する決議では、長期間続く組織的・広範・重大な人権侵害を強く非難した。

人権理事会 11 の決議採択

2017/03/24

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の昼の会合では、以下の 11 の決議が採択された。①シリア調査委員会の 1 年間の任期延長、②現代的形態の人種主義に関する特別報告者の 3 年間の任期延長、③ダーバン宣言の効果的実施に関する作業部会の 3 年間の任期延長、④～⑧パレスチナその他のアラブ被占領地の人権状況、⑨人種差別撤廃条約の補完基準の作成に関する交渉を開始する、⑩国連総会に対して第 71 回国連総会でアフリカ系の人々に関するフォーラムを設けるよう要請する、ダーバン宣言・行動計画の効果的実施に関する作業部会の例年の会期で 3 日間をアフリカ系の人々に関するフォーラムに充てる、⑪人権高等弁務官に対して、宗教・信念に基づく不寛容、否定的ステレオタイプ・偏見、差別、暴力の扇動、暴力を撲滅するための各国の努力と措置に関して、包括的フォローアップ報告書を理事会第 37 会期に提出するよう求める、である。

人権理事会 6つの文書採択

2017/03/24

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午後の会合では、以下の5つの決議と議長声明が採択された。①第2回人権・民主主義・法の支配フォーラム(2018年)のテーマを「人権・民主主義・法の支配の促進者としての議会」とし、各国政府・国連機関・国内人権機関・NGOが参加できるとする決議、②後発開発途上国・小島嶼開発途上国支援信託基金は人権理事会の会期について少なくとも年1回国連総会で説明する、信託基金10周年までにアフリカ・アジア太平洋・カリブ海地域でワークショップを開催する、人権高等弁務官事務所に対して信託基金の活動を評価する報告書を人権理事会に提出するよう求める決議、③マリに関する独立専門家の任期を1年間延長する決議、④人権高等弁務官に対してジョージアへの技術支援を継続するよう求める決議、⑤人権高等弁務官事務所に対してリビアの人権侵害を監視・報告するよう求める決議、⑥ハイチ政府に対して条約機関との協力などを促す議長声明、である。

人権理事会第 34 会期閉幕

2017/03/24

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会第 34 会期が閉幕した。今会期では、41 の決議と議長声明、11 カ国に関する普遍的定期審査の最終文書が採択された。また、開発の権利と平和的集会・結社に関する各特別報告者、強制的非自発的失踪作業部会委員、先住民族の権利に関する専門家機関の専門家 4 名も任命された。閉会にあたり議長は、理事会は活動を予定通りに終了するために、発言時間の短縮など、特別な措置をとらなければならなかったと述べ、各国に対して、活動の効率化のために自発的に具体的手段をとることを検討するよう促した。また、脅迫・報復の問題を取り上げ、理事会決議 12/2 と 16/21(人権分野で国連とその代表・機関と協力しようとし、または実際に協力した個人・集団に対するあらゆる脅迫・報復を非難・反対する)に言及し、すべての政府に対して防止と保護のための適切な措置を要請した。第 35 会期は 6 月 6～23 日に開催される。

人権専門家が G20 にサプライチェーンにおける人権保護を求める

2017/03/28

国連人権高等弁務官事務所

人権と多国籍企業に関する作業部会が G20 に宛てて公開書簡を送付した。主な内容は以下のとおり。グローバル・サプライチェーンは、経済・社会の発展に積極的に貢献しているが、人権へのかなりの悪影響に関わっている。サプライチェーンを社会的に持続可能なものにするには、人権が尊重・保護されなければならない。グローバル・サプライチェーンにおける企業の活動は多くの人々の生活に直接影響を与えており、政府と企業がともに人権を維持するよう行動するのであれば、グローバル・サプライチェーンは持続可能な開発を実現する大きな可能性をもつ。G20 は世界の経済生産の 85%、貿易の 75%、人口の 3 分の 2 を占めており、G20 指導者は、グローバル・サプライチェーンと関連する人権へのリスクと影響に対処すべき特別な立場にある。持続可能なサプライチェーンを促進するための G20 の確約と行動は、ビジネスと人権に関する国連指導原則に基づかなければならない。

自由権規約委員会第 119 会期閉幕

2017/03/29

国連人権高等弁務官事務所

自由権規約委員会第 119 会期が閉幕した。今会期ではバングラデシュ、セルビア、トルクメニスタン、イタリア、タイ、ボスニア・ヘルツェゴビナの報告書の審査が行われた。また、46 件の個人通報に関する決定が採択され、19 件が規約違反、4 件が違反なし、11 件が受理不能、1 件が受理可能、11 件が審理打ち切りとなった。さらに、麻薬犯罪に対して死刑を再導入するフィリピンの法案について、同国に公開書簡を送付した。生命に対する権利に関する一般的意見草案の検討も行われた。この第 1 読会は次会期で終了する見込みである。今日の会合では、1990 年代半ばに採択された投票権に関する一般的意見 25 号の更新・変更をめぐって、活発な討議が行われた。次の第 120 会期は 7 月 3～28 日に開催され、ホンジュラス、リヒテンシュタイン、マダガスカル、モンゴル、パキスタン、スイスの報告書の審査、報告書未提出のスワジランドの状況の検討が行われる予定である。

移住労働者権利委員会開催の予定

2017/03/30

国連人権高等弁務官事務所

移住労働者権利委員会第26会期が4月3～13日に開催される。この会期では、バングラデシュ、ジャマイカ、ナイジェリアの移住労働者権利条約の実施状況が審査される。また、人権高等弁務官代理の発言、上記の国々のNGO・人権機関、国連機関、作業部会との会合も行われる。公開の会合はネット配信される予定である(<http://webtv.un.org/meetings-events/>)。移住労働者権利条約は2003年1月に発効した。条約は、移住労働者の搾取を防止・撤廃し、移住の全過程での彼らの人権の保護を確保する役割をもつものである。正規に登録された移住者と正規に登録されていない移住者の待遇・福祉・人権に対処するための拘束力のある国際基準と共に、送り出し国・経由国・受け入れ国の義務と責任を規定する。現在のところ締約国は50カ国である。日本は加入していない。締約国は加入後1年以内、その後は5年毎に条約実施のためにとった措置を報告する義務がある。